都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等 の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示(令和5年厚生労働省告示第174号。以下「改正告示」という。)については、令和5年4月17日に告示され、令和5年10月1日(一部は令和6年4月1日)から適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第3号に規定する指定作業場において作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第8号)の施行により、令和3年4月から、当該作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」という。)を選択的に導入することが可能とされているところである。

今般、現状の測定技術等を踏まえ、個人サンプリング法の対象物質等を追加するため、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。)及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(令和4年厚生労働省告示第341号。以下「第三管理区分告示」という。)について所要の改正を行っ

たものである。

2 改正告示の概要

(1) 測定基準関係

既に規定している個人サンプリング法の対象物質等に以下の物質等を追加したものであること。

- ア 粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)
- イ 特定化学物質のうち、アクリロニトリル等15物質
- ウ 有機溶剤等(塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所において行われるものに限定する取扱いを廃止し、全ての作業に対象を拡大するもの。)
- (2) 第三管理区分告示関係
 - (1)の個人サンプリング法の対象物質等の追加に伴い、所要の 改正を行ったものであること。
- 3 適用日

令和5年10月1日(ただし、2(2)については令和6年4月1日)

第2 細部事項

- 1 測定基準関係
- (1) 粉じん濃度測定関係 (第2条関係)
 - ア 測定基準第2条第4項中の「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」の趣旨は、遊離けい酸含有率が極めて高いために管理濃度が極めて低くなり、各作業環境測定機関等で保有する天秤等の測定精度等によっては、管理濃度の10分の1の濃度を測定できない場合が想定されるためであること。このため、「遊離けい酸の含有率が極めて高いもの」については、各作業環境測定機関等において、当該機関等で使用する天秤等の測定精度等を踏まえて、判断する必要があること。
 - イ 測定基準第2条第1項第4号口に定める相対濃度指示方法については、個人サンプリング法においても適用されるが、その測定時間については、同条第4項で読み替えて準用される測定基準第10条第5項第3号に定めるところによること。
- (2)特定化学物質濃度測定関係(第10条関係)

本改正で個人サンプリング法の対象として追加された15物質の うち、3物質(オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、 マゼンタ)は管理濃度が定められていないため、労働安全衛生法(昭 和47年法律第57号) 第65条の2に基づく作業環境測定の結果の評価等を行う必要はないものの、発がん性等の観点から特別管理物質として指定されているものであることから、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号) に基づく特別の管理が必要であること。

2 第三管理区分告示関係

第三管理区分告示の改正は、測定基準の改正により追加された個人サンプリング法の対象物質等のうち、管理濃度が定められている特定化学物質(12物質)等を第三管理区分告示における個人サンプリング法の対象物質等に追加する趣旨であること。なお、管理濃度が定められていない 3 物質(オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ)については、1 (2) のとおり測定結果の評価を行う必要がないことから、第三管理区分告示の対象物質とならないため、除外している趣旨であること。

○厚生労働省告示第百七十四号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第六十五条第二項、 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七

年労働省令第三十六号)第二十八条の三の二第四項第一号、 特定化学物質障害予防規則 (昭 和四十七 年労働

省令第三十九号)第三十六条の三の二第四項第一号及び粉じん障害防止規則 韶 和 五 十四年労働省令第十八

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場

所に係る有機溶剤等の濃度 0 測定の方法等の一 部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月十七日

号

第二十六条の三の二第四項第一号の規定に基づき、

厚生労働大臣 加藤 勝信

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の 部

を改正する告示

(作業環境測定基準の一部改正)

第一 条 作業環境測定基準 (昭和五 十一年労働省告示第四十六号) の一部を次の表のように改正する。

| (傍 |
|--------|
| 絲部 |
| 分 |
| は改 |
| Ī |
| 部分 |
| C |

| (特定化学物質の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。)の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。。 (特定化学物質の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。 | (粉じんの濃度等の測定) (粉じんの濃度等の測定は、第一項に規定する測定のうち粉じん(事二条 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 3の2、5、8から11まで、13、13の2、13、13の2、5、8から22まで、23、23の2、13、13の2、13、13の2、15の2、19、19のまで、34の3若しくは36に掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。)」とあるのは「粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)の濃度の測定に近離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と、第十条第遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)」と読み替えるものとする。 | 改正後 |
|--|--|-----|
| (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定は 、次に定めるところによることができる。 (特定化学物質の測定に 、次に定めるところによることができる。 (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定) (特定化学物質の濃度の測定) | (粉じんの濃度等の測定) | 改正前 |

れ、 の お 量 い な数 前号の 五. が ほぼ 人を下回 0 0 労働 カ 歯者にばれ 者に対して行うこと。ただし、 つてはならない。 る ると見込まれる作業ごとに、く露される個人サンプリング れる個器 等 0 は、 その 単 それぞれ、 数 法 位 対象特別 それ 化所

該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。 ことが明らかなときは、二時間を下回らない範囲内において当される個人サンプリング法対象特化物の濃度がほぼ均一である超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が二時間を者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全一 第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働

五四 略

ところによるほかいて作業が行われ 人サ 個 人サンプリ ンプリング法対象特化物の濃度が最もによるほか、当該作業が行われる時間=業が行われる時間に対してはのではが少プリング法対象特化物の発散源に 試 料 空気 0 採取等を行うこと。 間のうち、空気中のは、前各号に定めてに近接する場所にな 高くなると思わ れのるお

6

 \mathcal{O} 度 0 測

第 +

2

3 13 表第 13 の 2 第十 条第二項 -条 場 第 26 2 合に 五. 27 号 6 ح 項 0 おの 2 15 又 い規 流定は、 て、 は同表第二号 第一項」とあ 15 30 \mathcal{O} 2 同 31 条第五 第一 \mathcal{O} 2 19 第五項中 カ 2 るの 6 19 0 33 は ま 3 定 4 でする測 前 で 0) 2 同 項 20 条第 カ 34 とあ 定につい 0) 5 5 3 22 ま8で、 るの 項」 若 <u>ځ</u> . Б Š て は 準用 23 11)ま は 第十 まで 36 令 に 23 す

こばく露 超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露 超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露 超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露 される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが きれる低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが ことができる。

五四 によるほか、 当芸業が行われる単位 濃度特定と - 空気の採 低管 理 化 濃 取等を行うこと。 学物質の濃度が 、当該作業が行われる時間の高る単位作業場所にあつては、前度特定化学物質の発散源に近接 度 最 も高 くなると思われる時 の うち、 前 各 号 に 近接する! うする場 ら、空気中で号に定める 所 るところ 間 お 低管 いて 試 理

六

6

(

鉛 の濃度の測

準用することができる。このです、第十条第五項各号の規定 表第三第一号 低管 21 替えるもの 理濃. 22 6 度特 又は同 23 とする。 定化学物 若 表第二 しく は 一号3の2、場合におい第一項 質」 27 2 に う 小い項 掲

号及び第五 」という。)」とあるのは「鉛」 」と読み替えるものとする。 げる物(以下この 号中 「個人サンプリ 項にお いて ٢, グ 個 法 人 対象特化物」 第十条第五 サ ブ IJ 項 グ 場第二号、は対象特別 とあるの 号、 第二 は 化

機溶 剤 等の 濃 度 0 測定)

2 第 十三条 (略)

5 は、特別有機溶剤を含む。)」と、第十条第五項第二号、第三号合有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつて号までに掲げる有機溶剤(特化則第三十六条の五において準用すという。)」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七掲げる物(以下この項において「個人サンプリング法対象特化物の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に 別 13 表第三第一号6 条第四 この 第 26 13 条第五項 五. の 2、 項」と、 場合におい 뭉 中 15 0 個 又は同 規 第一 沈定は、 て、 サンプリン 15 \mathcal{O} 2 表第二号2、 項」とあるの 同 条第 第一 19 項に グ 五. 法 19 項 対象特 中 規 \mathcal{O} 3 は の 2 同 定 4 する 前 $\stackrel{\sim}{2}$ 項」 化 20 物」 から 条 測 5 第 定に とあるの 22まで、 とあるのは 項」 8から V と、 は て 23 準用 11 第十 まで 令 23 5

> (有機溶剤等の 定

第十三条 (略)

2

\ 4

)」と読み替えるものとする。 に規定する測定の の規定による測 前 項の 規定に 定を行う場合にあつては、 かかわら うち 塗装作 ず、 業等有 第十条第 機溶 五. 剤 項 特 等 各 別 \mathcal{O} 뭉 有 発 0) 規 散 源 剤を含む。 \mathcal{O} 場 第 所 が

6

略

6

と定

による測定を行う場合にあ

つて 用

は

特別有機溶剤を含む。

み替えるものとする。

則別

第三十六条の 表第六の二第

五において準

する有

機則第二

十八

条第二項の

規

号から第四十

七号までに

掲げる有

機溶剤

(特化

(第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部改正)

第三百四十一号)の一部を次の表のように改正する。

第二条

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(令和四年厚生労働省告示

(傍線部分は改正部分)

| (有機溶剤の濃度の測定の方法等) (有機溶剤の濃度の測定の方法等) (有機溶剤の濃度の測定の方法等) (前る) (前る) | 改正後 | |
|--|-----|-------------|
| 第一条 有機溶剤の濃度の測定の方法等) (有機溶剤の濃度の測定の方法等) (有機溶剤の濃度の測定において「一、次の各号に掲げる区が、次の各号に掲げる区域の一、次の音号に掲げる区域の一、方に対して、一、方に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対 | 改正前 | (作糸音分に己二音分) |

第 2 3 2 5 4 七条 3 は、 5 この場合におい ころによらなけ おいては、 定基準第二条第一 よることができる。 よる測定を行う場合にあ |を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定を適用する。| |いては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換算||基準第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。)||に \ = 2 号に サンプリング法対象特化物」という。 34 有 を含む。 労働 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めると、 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定定化学物質の濃度の測定の方法等) 機溶 項の規 の3若しくは36に掲げる物(以下この条において「特定個人4、20から22まで、23、23の2、27の2、30、31の2、33、 とする。 て準用する有機則第二十八 第十条第五 定する特別有機溶剤 5 お (略) いて 安全衛生法施行令 剤 を二 定にかかわらず、 8 以下同 0 「令」という。 項各号に定める方法 2から11まで、 ればならない。 て、 種 類以 ľ 第二項の管理濃度に相当する値は、 上含有 って (昭 次項におい の濃度の測定は、 23 Ø 2 は、 有機 する混合 13、13の2、15、15の2、19、19別表第三第一号6又は同表第二号 条の三 和 四十 特化 溶 剤 物に の 二 (特 て「特別有機溶剤」 七 則 年 第二条第一 政令 保る単 第四 化 \mathcal{O} 濃度 次に定めるところに 則 第三 第三百十八 項 第一 0 位 測定 作 項 :業場 号の 第三 一とする 条の五に という 号。 一号の一 規定に 測定基 所 (測 第七条 2 4 3 5 の場合において、第二項の管里農美に書いて、第二項の場合において、第二項の管里農美に書い、規定を適用する。を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定により計算して得た換算しては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換別に は、 5 7 \mathcal{O} ころによらなければならない。 るところによることができる。 ょ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めると1条(特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定|(特定化学物質の濃度の測定のまたで) 2 条にお とする。 3 前 \mathcal{O} 測 項の規定にかかわら 略 定 いて「 略 定基準第十 特定低 管理 ず、 条第五項各号に定める方法1理濃度特定化学物質」という。 27の2若しくは 有 .表第二号9から11 機 溶 剤 \mathcal{O} 33に掲げる物 (以下この 濃 度 \mathcal{O} 測 まで、 定 を適用する。こして得た換算値 は、 一とするも 13 次 に 定め 濃 13

度

 \mathcal{O}

2 0 濃 前 度の測 定定 べの採べたにか 次に定め カ わら るところによることが 特 定 個 人 サ ブ IJ ン できる。 グ 法 対 象 化 物

る労働 ら物該 うこと。この場合において、 ない。 の濃度を測定するために最も適切な部位に装着し労働者の呼吸する空気中の特定個人サンプリング 定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事す試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に 試料 空気 者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により が取は、 特化則第三十六条 当該試料 採取 4機器の 採取口は、 となければ、 当行 な化

が 作業に 前号のは 働 ほぼ均一であると見 試 二以 者に 以 空 5上の作業日において試料採取機器を装着す2従事する一の労働者に対して、必要最小限5上に限る。)の労働者に対して行うこと。 気 ばく露される特定個 規 **%定によ** 0 採 が取が る試 行 元込まれる作業ごとに、そ を特定個人サンプリング法 われたときは、 料 採 取 機 器 採取機器を装着する方法にして、必要最小限の間隔を \mathcal{O} 装 この限りでない。 着 は、 それぞれ、 同 対象特 号 \mathcal{O} ただし、 作 化物 業 0 ううち

3

ľ W の濃度の 測 定の方法等)

号に定めるところによらなけ +定による測 「粉じん則」といる衆一粉じん障害防力 定 は、 次 v う。) 別止規則 0 各号に掲げる区 第二十六条の二別(昭和五十四年 ればならない。 の 三 分に応じ 年労働 の二第四 省令第十八号。 そ れぞれ 項 第一 当該 号の 規 以

る 濃 粉じん 測定基準第十条第五項各号に定める方法度の測定 測定基準第二条第四項におい (遊 測 離 け V 酸 の含有率が 極 \Diamond て高 て V もの 読 4 替えて を除く。 準 ー用 \mathcal{O}

前号に掲げる測定以外のも ら第三号までに定める方法 0) 測 定 基準 第 条 第 項 第 뭉

2 ところによることができる。 前か 項の 規定にかかわらず、 粉じ h 0) 濃 度 0) 測 定 は、 次に定 8 る

2 の測定は、前項の規 規 次に定めるところによることができる。定にかかわらず、特定低管理濃度特定以 化 質 0

濃

度

度を測定するために最も適切な部位に装着し該労働者の呼吸する空気中の特定低管理濃度 うこと。この場合において、 規定する第三管理区分に区分された場所において試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二 る労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法に 試料空気の採取 当該試料採取機器の な特定 て二作第 採取 れ 化 ば 学 業 兀 ならなりなり П に 項 は、 より 従非書 当行すに い濃

空気の採取が行われたときは、この限りでない以上の作業日において試料採取機器を装着すスに従事する一の労働者に対して、必要最小限の以上に限る。)の労働者に対して行うこと。た均一であると見込まれる作業と、1 労働 一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、 前 |者にばく露される特定低管理||号の規定による試料採取機器 きは、この限りでない。

「科採取機器を装着する方法によります」
「以して、必要最小限の間隔をおいた二」
「以して、必要最小限の間隔をおいた二」
「は切な数(ごじな数(ごじょ) 生濃度特· \mathcal{O} 装 着 定化 は、 1学物質 同 号 0 \mathcal{O} 作 量 が 業 \mathcal{O} ほぼ うち

3

第十条 定による測 下「粉じん則」という。]十条 粉じん障害防止規(粉じんの濃度の測定の) 粉じん則 定 は、 測 ない。 定基 規則 準 第二十六 第二条第 (昭和五 八条の三の二第四項五十四年労働省令祭 項及び第二 省令第 項 項 定め 第 号の規(号。以

定の

方

法等

によらなけ れ ば な 6

(新設

(新設

す

2 ところによることができる。 前 項の規定にかかわらず、 粉 ľ ん の濃 度 0 測 定 は、 次に 定 8 る

| 四粉じん |
|------|
| |

この告示は、 令和五年十月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、 令和六年四月一日から適用す